

**HANASKA SQUARE**

**利用規約**



**HANASAKA**

## | 予約の解除、利用の停止

### 1) 予約の解除、利用の停止となる事項

次の項目に該当する場合は、「HANASAKA SQUARE使用承諾書」の発行後、またはイベントスペースを利用中であっても、予約解除、または利用の停止をさせていただくことがあります。尚、その結果、利用者に損害が生じる場合であっても当施設またはまちづくり団体は一切の責任を負いません。

- ① 後記ご注意事項「6)利用の制限」の各項に該当すると認められた場合
- ② 「HANASAKA SQUARE使用申請書」等の各種提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 所定の期日までに入金・お支払いが確認できない場合
- ④ 天災地変や不測の事故・災害など、不可抗力により施設の利用が不可能となった場合
- ⑤ 当施設の安全義務・管理・運営、の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
- ⑥ 利用者が本利用規約に定める事項に違反した場合

### 2) キャンセルの取り扱い、利用料金の返還など

#### ■ キャンセルの場合

利用前に、前記「予約の解除、利用の停止となる事項」の①、②、③、⑥の事由により予約の解除となった場合は、キャンセルとみなし前記「お申し込みの取り消しについて」に定めるキャンセル料を申し受けます。

#### ■ 利用の停止の場合

前記の①、②、⑥の事由により、利用の停止となった場合は、事由の如何にかかわらず、利用者より受領したHANASAKA SQUARE等使用料は一切返還いたしません。また、発生した実費についても後日お支払いいただきます。

前記の④、⑤の事由による予約の解除、利用の停止となった場合は、既にお支払いいただいたHANASAKA SQUARE使用料の一部または全額を返還いたします。(但し、返金手数料はご負担いただきます。)

## 注意事項

当施設の利用に際しては、本利用規約の内容を十分ご理解いただき、遵守していただくようお願い申し上げます。また、本利用規約と合わせて諸法規等を考慮の上、来街者の安全面に配慮した、円滑な実施運営を行ってください。

### 1)責任の所在

イベントの実施には、社会的、法的な責任が伴います。実施されたイベントによって、当施設、まちづくり団体および第三者が損害を受けた場合の損害賠償を含め、一切の責任は利用者が負うものとします。

### 2)利用者の責務

- ① 常に善良なる管理者の注意と、まちづくり団体からの指示に従って当施設をご利用ください。
- ② 当施設の利用規約および関係法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等の関係者や来場者等に対しても遵守させてください。
- ③ まちづくり団体と連絡・調整を図りながら、利用施設とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督、盗難・事故防止等を行ってください。
- ④ 警備および誘導體制について、利用者は事前にまちづくり団体と協議の上、指示に従ってください。また、警備、来場者の整理・誘導等は利用者の責任と負担において行ってください。
- ⑤ 不測の災害や事故などに備え、当施設の利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、作業員等関係者に対して周知徹底してください。
- ⑥ 当施設の利用に際して必要な法令に定められた関係諸官庁への届出および許可申請や関係諸機関への届出等は、利用者の責任と負担において行ってください。また、当施設内イベントスペースの一部は「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」等の内容に基づく利用が求められます。実施内容については、まちづくり団体と協議の上で決定いただき、本条例等に係る内容決定後の行政協議はまちづくり団体で行います。万一、届出不備のため利用不可能となった場合や行政協議の結果、利用不可能となった場合でも、当施設およびまちづくり団体は一切の責任を負いません。

## 3) 損害賠償および免責

- ① 使用期間中、事故・トラブルが発生した場合、関係者や来場者の行為であっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。本利用規約および関係法令事項を関係者や来場者等に対しても遵守させてください。
- ② 利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険・傷害保険・イベント中止保険等に参加してください。また、証書の写しを3日前までにご提出ください。
- ③ 施設利用に伴う人的・物的事故、および持ち込み品の盗難、破損、紛失については、当施設およびまちづくり団体は一切の責任を負いません。
- ④ 利用者(来場者や作業員等の関係者を含む)が当施設およびその設備・備品等を汚損、破損または紛失した場合は、利用者にその損害を賠償していただきます。

## 4) 原状回復と清掃管理

- ① イベントスペース利用後の原状回復と清掃は利用者側にて行っていただき、イベントスペース利用終了時にまちづくり団体が点検をいたします。(※なお、原状回復に際し、特別清掃が必要な場合は、まちづくり団体までご相談下さい。)
- ② 利用の停止となった場合にも、直ちに原状回復を行ってください。尚、利用者が原状回復を行わない場合または不足がある場合は、当施設が原状回復・撤去、(処分等含む)を代行し、要した実費を請求させていただきます。

※原状回復対象となる一例／床(フローリング)等の施設への汚れや傷(ヒビ・割れ等)、貸出備品への傷や故障等

## 5) 反社会的勢力の排除

- ① 利用者は、まちづくり団体に対し、自己またはその役員その他自己を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力またはその構成員ではなく、また、過去において反社会的勢力またはその構成員ではなかったことを表明し、確約いただきます。
- ② 上述の表明および保証が真実ではないことまたは誤解を生じさせないために必要な事実の表明および保証を欠いていることが判明した場合は、利用者は、直ちにまちづくり団体に対しその旨を書面により通知するものとし、当該違反により施設またはまちづくり団体が被った全ての損害、損失および費用を賠償していただきます。また、当該違反を理由として、施設利用の許可を取り消した場合において、まちづくり団体は利用者の損害を賠償する責は負いません。

## 6)利用の制限

次の項目に該当する場合は、利用の申込みをお断りいたします。

- ① 当施設の利用規約および関係法令に反するもの
- ② 当施設のブランドイメージに合致しないものや、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づくまちづくり団体の活動内容に合致しないもの
- ③ 実施に伴う責任の所在や、実態・目的が明確でないもの
- ④ 異常な音量、振動、悪臭の発生など、周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのあるもの
- ⑤ 公序良俗に反するもの。また善良なる風俗に反するおそれがあると認められるもの
- ⑥ 反社会的活動を行う団体等との関係を有していることが判明したもの、あるいは集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの、またはそれら組織の利益になると認められるもの、暴力や犯罪を肯定、助長、示唆し社会的秩序を乱すもの
- ⑦ 特定の政党、思想団体、宗教・宗派等を擁護し、中立の立場ではないと判断されるもの
- ⑧ 誹謗・中傷・不当な差別に該当するもの
- ⑨ 各業界内での公正競争・規約等違反しているものや関係省庁から中止命令が出たもの、または法廷・議会にて係争中の問題にかかわるもの
- ⑩ 当施設または周辺を含む設備・備品を損傷するおそれがあると認められるもの
- ⑪ 当施設から許可を得ていない、勧誘・募金・キャッチセールス・販売・配布等の行為があるもの
- ⑫ 当施設が安全性を確認できないものや、管理・運営上、支障があると認められ改善されていないもの
- ⑬ イベント内容の事前審査が当施設指定のスケジュールで行われない場合
- ⑭ 上記に掲げるものの他、まちづくり団体が、その利用が不相当だと判断したもの

※記載内容は、2023年6月時点の情報です。  
内容は変更されている場合がございます。

✽ HANASAKA ✽